

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年4月7日認可した。

平成20年4月15日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）賀田南畠地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）古作谷西池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小池内池地区
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東部地区
坂出市江尻土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (かんがい排水・農道整備事業) 北股地区